

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第35号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第2条 略		第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)～(5) 略		(1)～(5) 略	
(6) 課長等 出先機関の課又は室の長、 <u>東京事務所の部長</u> 並びに保健医療大学の事務局長、研究科長、学生部長及び図書館長をいう。		(6) 課長等 出先機関の課又は室の長並びに保健医療大学の事務局長、研究科長、学生部長及び図書館長をいう。	
別表1（第2条、第6条関係）		別表1（第2条、第6条関係）	
出先機関及び代決者		出先機関及び代決者	
出先機関名	代決者		
	第1順位	第2順位	
政策部	香川県東京事務所	副所長	<u>主管部長</u>
	略		
略		略	
健康福祉部	略		
	※香川県子ども女性相談センター 西部子ども相談センター	略	
	香川県立斯道学園	略	
	略		
商工労	略		

働く部	香川県立高等技術 学校	主管副校長	主管課長
略			
略			
備考 略			

働く部	香川県立高松高等 技術学校	副校長	主管課長
	香川県立丸亀高等 技術学校	副校長	主管課長
略			
略			

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項						
関係事務	事 項	所長等		決裁区分		
		委 任	所長等	課長等	課長等	
1 略						
2 服務関係事務	(1)～(10) 略					
	備考	<p>1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。</p>				
2 略						
3～7 略						

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	決裁区分				
			所長等	委 任	所長等 次長 課長等		
総務課 略							
環境 1～6 略							
森林課	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務	(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。(2)及び(6)の事項において同じ。）の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法8条1項、9条1項）	略				
	(2) 略	(3) 一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。（法8条の2の2第1項）	○	○			
	(4) 一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。（法9条3項・4項・6項、9条の3第11項）	略					
	(5) 一般廃棄物の最終処分						

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項						
関係事務	事 項	所長等		決裁区分		
		委 任	所長等	課長等	課長等	
1 略						
2 服務関係事務	(1)～(10) 略					
	備考	<p>1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長及びミュージアム香川県文化会館長は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。</p>				
2 略						
3～7 略						

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	決裁区分				
			所長等	委 任	所長等 次長 課長等		
総務課 略							
環境 1～6 略							
森林課	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務	(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。(2)及び(6)の事項において同じ。）の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法8条1項、9条1項）	略				
	(2) 略	(3) 一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。（法8条の2の2第1項）	○	○			
	(4) 一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。（法9条3項・4項・6項、9条の3第11項）	略					
	(5) 一般廃棄物の最終処分						

	場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法9条5項、9条の2の3第2項)			場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法9条5項)	
(6) 略					
(7) 一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。(法9条の3第1項・8項)	略			(6) 一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。(法9条の3第1項・7項)	略
(8) 一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。(法9条の3第3項・4項・9項)				(7) 一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。(法9条の3第3項・4項・8項)	
(9) 一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。(法9条の3第10項)				(8) 一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。(法9条の3第9項)	
(10)～(12) 略					
(13) 事業場の外における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管又は届出事項の変更の届出を受けること。(法12条3項・4項、12条の2第3項・4項)		○		(9)～(11) 略	
(14)～(16) 略					
(17) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止、変更又は欠格要件に係る届出を受けること。(法14条の2第3項、14条の5第3項)	略			(12)～(14) 略	
(18) 略					
(19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、P C B処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。(20)及び(25)の事項において同じ。）の設置又は当該	略			(15) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受けること。(法14条の2第3項、14条の5第3項)	略
(20) 略					
(21) 略					
(22) 略					
(23) 略					
(24) 略					
(25) 略					

	施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法15条1項、15条の2の6第1項)				類等の変更を許可すること。 (法15条1項、 <u>15条の2の5第1項</u>)
(20)	産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。(法15条の2第5項、 <u>15条の2の6第2項</u>)				(18) 産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。(法15条の2第5項、 <u>15条の2の5第2項</u>)
(21)	産業廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。(法15条の2の2第1項)	○			(19) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類等の変更等の届出を受けること。(法15条の2の4、省12条の7の7第4項・5項)
(22)	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類等の変更等の届出を受けること。(法15条の2の5、省12条の7の17第4項・5項)	略			(20) 産業廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。(法15条の2の6第3項、9条3項・4項)
(23)	産業廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。(法15条の2の6第3項、9条3項・4項)				(21) 産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法15条の2の5第3項、9条5項)
(24)	産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法15条の2の6第3項、15条の3の2第2項、9条5項)				(22) 産業廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法15条の2の6、15条の3)
(25)	産業廃棄物処理施設の設置者に対し、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法15条の2の7、15条の3)				(23)～(27) 略
(26)～(30)	略				
(31)	一般廃棄物の特定処理	○	○		

	<u>施設の設置者から事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。(法21条の2第1項)</u>						
	(32) <u>産業廃棄物の特定処理</u> 施設の設置者から事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。(法21条の2第1項)	<input type="radio"/>					
	(33) <u>一般廃棄物の特定処理</u> 施設の設置者に対し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずること。(法21条の2第2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	(34) <u>産業廃棄物の特定処理</u> 施設の設置者に対し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずること。(法21条の2第2項)	<input type="radio"/>					
	(35) <u>許可等に關し、県警察本部長の意見を聽くこと。</u> (法23条の3)	<input type="radio"/>					
	(36) <u>関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。</u> (法23条の5)	<input type="radio"/>					
	(37) <u>産業廃棄物処理業等の許可に係る事業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)附則5条)</u>	<input type="radio"/>					
8～13	略						
生活福祉課～用地管理課	略						
8～13	略						
生活福祉課～用地管理課	略						

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務（地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る事務を含む。）法…地方税法 略	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。（法 <u>53</u> 条 <u>45</u> 項から <u>48</u> 項まで）	略		
	(13)～(36) 略			
2 略				
3 会計規則関係事務 規…香川県会計規則	(1) 小切手等の償還請求による支出を決定すること（地方税法の規定に基づく徴収金に係るものに限る。）。（規 <u>66</u> 条の3第3項、98条）	略		

6～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境管理室	1～6 略				
	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務 法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法8条1項、9条1項） (2) 略 (3) 一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。（法8条の2の2第1項） (4) 一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。（法9条3項・4項・6項、9条の3第11項） (5) 一般廃棄物の最終処分場の状況	略		
		○ ○			

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務（地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る事務を含む。）法…地方税法 略	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。（法 <u>53</u> 条 <u>50</u> 項から <u>53</u> 項まで）	略		
	(13)～(36) 略			
2 略				
3 会計規則関係事務 規…香川県会計規則	(1) 小切手等の償還請求による支出を決定すること（地方税法の規定に基づく徴収金に係るものに限る。）。（規 <u>66</u> 条の3第4項、98条）	略		

6～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境管理室	1～6 略				
	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務 法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法8条1項、9条1項） (2) 略 (3) 一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。（法8条の2の2第1項） (4) 一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。（法9条3項・4項・6項、9条の3第11項） (5) 一般廃棄物の最終処分場の状況	略		
		○ ○			

律施行規則	が技術上の基準に適合していることを確認すること。（法9条5項、9条の2の3第2項）		律施行規則	が技術上の基準に適合していることを確認すること。（法9条5項）	
(6) 略			(5) 略		
(7) 一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。（法9条の3第1項・8項）	略		(6) 一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設において処理する一般廃棄物の種類等の変更の届出を受けること。（法9条の3第1項・7項）	略	
(8) 一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。（法9条の3第3項・4項・9項）			(7) 一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る計画の変更等を命じ、又は当該届出の内容が相当であると認めること。（法9条の3第3項・4項・8項）		
(9) 一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。（法9条の3第10項）			(8) 一般廃棄物処理施設の設置者等に対し、当該施設につき必要な改善等を命ずること。（法9条の3第9項）		
(10)～(12) 略			(9)～(11) 略		
(13) 事業場の外における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管又は届出事項の変更の届出を受けること。（法12条3項・4項、12条の2第3項・4項）		○			
(14)～(16) 略			(12)～(14) 略		
(17) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止、変更又は欠格要件に係る届出を受けること。（法14条の2第3項、14条の5第3項）	略		(15) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受けること。（法14条の2第3項、14条の5第3項）	略	
(18) 略			(16) 略		
(19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、P C B処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法15条1項、15条の2の6第1項）	略		(17) 産業廃棄物処理施設（焼却施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。（法15条1項、15条の2の5第1項）	略	
(20) 産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。（法15条の2第5項、15条の2の6第2項）			(18) 産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認めること。（法15条の2第5項、15条の2の5第2項）		

(21) 産業廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。(法15条の2の2第1項)	<input type="radio"/>					
(22) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類等の変更等の届出を受けること。(法15条の2の5、省12条の7の17第4項・5項)	略					
(23) 産業廃棄物処理施設の変更、廢止、休止若しくは再開、埋立処分の終了又は欠格要件に係る届出を受けること。(法15条の2の6第3項、9条3項・4項)						
(24) 産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法15条の2の6第3項、15条の3の2第2項、9条5項)						
(25) 産業廃棄物処理施設の設置者に対して、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法15条の2の7、15条の3)						
(26)～(30) 略						
(31) 一般廃棄物の特定処理施設の設置者から事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。(法21条の2第1項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
(32) 産業廃棄物の特定処理施設の設置者から事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。(法21条の2第1項)		<input type="radio"/>				
(33) 一般廃棄物の特定処理施設の設置者に対し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずること。(法21条の2第2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
(34) 産業廃棄物の特定処理施設の設置者に対し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずること。(法21条の2第2項)		<input type="radio"/>				
(19) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受け、及びその受理書を交付し、又は届出に係る産業廃棄物処理施設の種類等の変更等の届出を受けること。(法15条の2の4、省12条の7の7第4項・5項)						
(20) 産業廃棄物処理施設の変更、廢止、休止若しくは再開又は埋立処分の終了の届出を受けること。(法15条の2の5第3項、9条3項・4項)						
(21) 産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることを確認すること。(法15条の2の5第3項、9条5項)						
(22) 産業廃棄物処理施設の設置者に対して、当該施設の改善等を命じ、又はその施設の許可を取り消すこと。(法15条の2の6、15条の3)						
(23)～(27) 略						

(35) 許可等に関し、県警察本部長の意見を聴くこと。(法23条の3)	<input type="radio"/>	
(36) 関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。(法23条の5)	<input type="radio"/>	
(37) 産業廃棄物処理業等の許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)附則5条)	<input type="radio"/>	
8~11 略		

8~11 略		
--------	--	--

10~19 略

20 高等技術学校

関係事務	事 項	所長等		決裁区分
		委任	所長等	
1 香川県立高等技術学校規則関係事務 規…香川県立高等技術学校規則	(1) 訓練科ごとの教育計画を作成し、及び実施すること。(規3条)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2) 授業料を減免すること。(規16条1項・2項)	略		
	(3) 授業料の分納を許可すること。(規17条1項)			
2 略				
3 その他	(1) 職業訓練の実施に伴う委託契約を締結すること。	略		

21~29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等		決裁区分
		委任	所長等	
1~9 略				
10 水防法関係事務 法…水防法	(1) 指定した河川について気象庁長官と共同して洪水予報を行うこと。(法11条1項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2) 指定した河川について水位情報の通知及び周知を行うこと。(法13条2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

10~19 略

20 高等技術学校

関係事務	事 項	所長等		決裁区分
		委任	所長等	
1 高等技術学校規則関係事務 規…高等技術学校規則	(1) 授業料を減免すること。(規17条1項・2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	略
	(2) 授業料の分納を許可すること。(規18条1項)			
2 略				
3 その他	(1) 生徒等の教育計画を策定し、及び実施すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	略
	(2) 職業転換訓練の実施に伴う委託契約を締結すること。			

21~29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等		決裁区分
		委任	所長等	
1~9 略				

	項)			
(3) 指定した河川等について水防警報 をすること。(法16条1項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
<u>11~25 略</u>				

<u>10~24 略</u>

31 略

31 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。